



第48期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年3月26日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
新宿野村ビル2階 野村コンファレンスプラザ
コンファレンスルームA
(末尾 定時株主総会会場ご案内図 参照)

議案

議案 剰余金処分の件

目次

第48期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	6
連結計算書類	20
計算書類	33
監査報告	41

議決権行使期限

2025年3月25日(火曜日)午後5時まで

株主各位

証券コード 2693
(発送日) 2025年3月11日
(電子提供措置開始日) 2025年3月5日
東京都渋谷区代々木五丁目7番5号

YKT株式会社
代表取締役社長 柳 崇博

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ykt.co.jp/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、IR情報の「招集通知」をご確認ください。)



株主総会資料掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/2693/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「YKT」または「コード」に当社証券コード「2693」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階 野村コンファレンスプラザ コンファレンスルームA (木尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第48期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第48期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議案 剰余金処分の件
4 議決権行使等についてのご案内	記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2025年3月26日（水曜日） 午前10時（受付開始:午前9時30分）</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2025年3月25日（火曜日） 午後5時入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2025年3月25日（火曜日） 午後5時到着分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

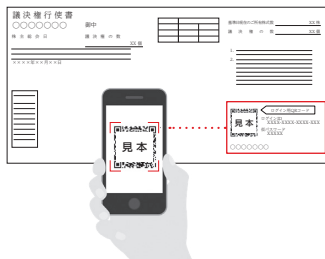
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

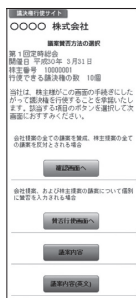
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

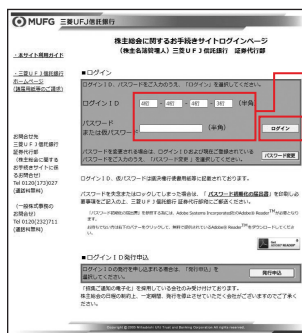
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 5円 配当総額 58,043,810円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年3月27日

以上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中東情勢の緊迫化や国際紛争の長期化により原材料価格の高騰が続く中、半導体設備投資の増加や企業業績の向上などにより、景気は緩やかな回復基調で推移しております。しかし、中国経済減速の影響を受けた生産の減少や歴史的な円安水準の推移、米国の保護主義政策への転換が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループの主要販売先である電機・機械・自動車等の製造業におきましては、人工知能（AI）を中心とした設備投資需要は増加しているものの、全体的には中国経済の減速等により、生産の停滞が見られ、設備投資計画にも慎重な姿勢が見られました。

こうした中、当社グループでは第12次中期経営計画「YKT Vision 100（100年に向けて）」の最終年度として、電子機器及び工作機械等の主力商品の販売力・収益力の強化に取り組み、実践してまいりました。しかしながら、中国経済の減速が製造業の設備投資意欲にも影響し、電子機器及び工作機械等の販売が減少いたしました。

その結果、当連結会計年度の連結売上高は119億3千万円（前期比7.4%減）となりました。損益面では売上高の減少により売上総利益が減少したため、営業損失1千万円（前期は営業利益3億8千6百万円）、経常利益1億4千3百万円（前期比68.6%減）、親会社株主に帰属する当期純損失1百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3億4百万円）となりました。

	第47期 (2023年12月期)	第48期 (2024年12月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	12,882	11,930	△7.4%
営業利益または営業損失 (△)	386	△10	—
経常利益	455	143	△68.6%
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する当期 純損失 (△)	304	△1	—

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

電子機器及び 工作機械等

売上高
10,976百万円

(前期比6.3%減)

電子部品実装機を中心とした電子機器の販売は、中国市場で受注環境の改善が見られ、輸出販売は回復基調に推移いたしましたが、工具研削盤を中心とした工作機械の輸入販売は、販売先の生産量に伸びがないことから、設備投資が停滞し国内販売が減少いたしました。その結果、当セグメントの売上高は109億7千6百万円（前期比6.3%減）、営業損失1億4千8百万円（前期は営業利益1億9千2百万円）となりました。

光電子装置

売上高
967百万円

(前期比17.8%減)

光電子装置の販売は光通信機器が減少し、当セグメントの売上高は9億6千7百万円（前期比17.8%減）、営業利益1億3千6百万円（前期比28.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

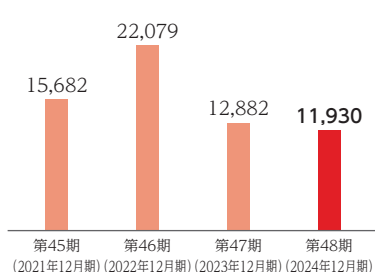
当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

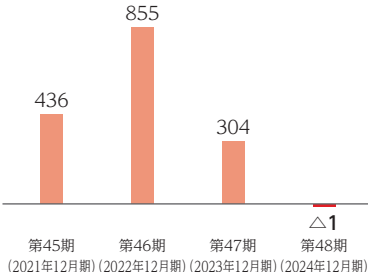
当連結会計年度において、運転資金として金融機関から長期借入金で4億円の資金調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

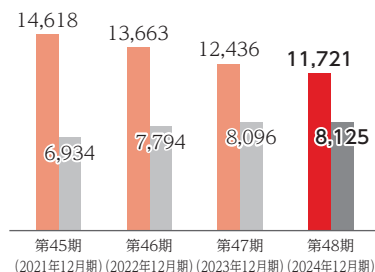
売上高 (単位：百万円)



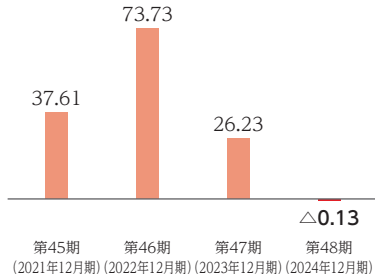
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



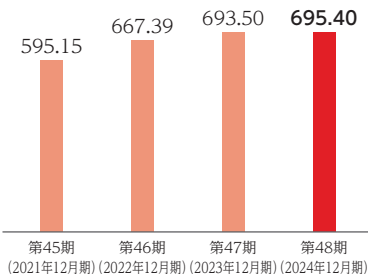
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第45期 (2021年12月期)	第46期 (2022年12月期)	第47期 (2023年12月期)	第48期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
受注高	(百万円)	19,530	20,970	10,870	11,076
売上高	(百万円)	15,682	22,079	12,882	11,930
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する当期 純損失 (△)	(百万円)	436	855	304	△1
1株当たり当期純利益または1株 当たり当期純損失 (△)	(円)	37.61	73.73	26.23	△0.13
総資産	(百万円)	14,618	13,663	12,436	11,721
純資産	(百万円)	6,934	7,794	8,096	8,125
1株当たり純資産額	(円)	595.15	667.39	693.50	695.40

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
微科帝（上海）国際貿易有限公司	5,546千人民元	100	中国における機械類等の輸出入販売
微科帝貿易股份有限公司	19,000千台湾 ドル	100	台湾における機械類等の輸出入販売
サンインストゥルメント株式会社	50,000千円	100	光電子装置及び光電子部品の販売
YKT(Thailand)Co.,Ltd.	4,000千タイ バーツ	49	タイにおける機械類等の輸出入販売

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度は、第12次中期経営計画の最終年度として計画を実践してまいりましたが、中国経済減速による設備投資需要の低迷や、歴史的円安水準の進行による仕入価格の高騰などにより、厳しい受注環境が続き、特に欧州からの輸入取引である工作機械販売が低下する結果となりました。

当社グループでは2025年度から次の10年を見据えた中長期ビジョン「YKT Vision2034」を策定しており、これまで積み上げてきた100年の強みを生かし、お客様の多様化するニーズ、事業環境に対応すべく、モノ売りに留まらない付加価値型ビジネスへのシフトを実践し、業績の回復、向上に努めてまいります。

また、当社グループは事業活動におけるサステナビリティに関しては、人的資本に対する取組を重要視しており、人材の育成に注力し、教育制度の充実、職場環境の整備などにより社員のエンゲージメントの向上に努めてまいります。そのほか、サステナビリティ委員会等によるコンプライアンス、環境等に関するリスク管理を行ない、経営環境の変化に対応してまいります。これらの実践により、自己資本利益率（ROE）及び株価純資産倍率（PBR）の向上に努め、経営効率と株式の市場価値を意識した経営を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは当社及び海外子会社3社において電子部品実装機等の電子機器及び工作機械、測定機器、産業機械等の設備機器の販売及び保守・サービスを行っており、国内子会社（サンインストルメント株式会社）において光電子装置及び光電子部品の販売を行っております。

主要な商品は、次のとおりであります。

区分名	内容
電子機器	チップマウンタ、LCDボンダ
工作機械	工具研削盤、特殊研削盤
測定機器	非接触三次元測定システム
産業機械	コーティングシステム
光電子装置及び光電子部品	光アンプ、レーザー機器

(6) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

	事業所名	所在地
当社	本社	東京都渋谷区
	デモンストレーションセンター	東京都府中市
	大阪支店	大阪府吹田市
	名古屋支店	名古屋市南区
	仙台営業所	仙台市青葉区
	長野営業所	長野県諏訪郡
	福岡営業所	福岡市博多区
国内子会社	サンインストルメント株式会社	東京都品川区
海外子会社	微科帝（上海）国際貿易有限公司	中国 上海市
	微科帝貿易股份有限公司	台湾 台北市
	YKT(Thailand)Co.,Ltd.	タイ バンコク

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子機器及び工作機械等	124名	3名減
光電子装置	4名	2名減
合計	128名	5名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	3名減	43歳1ヶ月	15年5ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	660,350千円
株式会社みずほ銀行	631,686千円
株式会社商工組合中央金庫	428,060千円
株式会社きらぼし銀行	210,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,906,880株 (自己株式 298,118株を含む)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 7,367名
- ⑤ 大株主 (上位10位)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
山本 久子	2,423	20.88
山本 庸一	1,932	16.65
楽天証券株式会社	219	1.89
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	129	1.11
井元 英裕	124	1.07
浅野 利広	123	1.06
Y K T社員持株会	100	0.86
佐藤 広陽	100	0.86
品川 次郎	100	0.86
伊藤 緑朗	95	0.82

(注) 1. 当社は、自己株式を298,118株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (298,118株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳 崇博	営業本部長 サンインストゥルメント株式会社 代表取締役社長 微科帝(上海)国際貿易有限公司 董事長 微科帝貿易股份有限公司 董事長 YKT(Thailand)Co., Ltd. 代表取締役社長
取締役	山本庸一	経営本部長、サンインストゥルメント株式会社 取締役 微科帝(上海)国際貿易有限公司 監事 微科帝貿易股份有限公司 監察人 YKT(Thailand)Co., Ltd. 取締役
取締役	古閑丸 文明	電子営業本部長 微科帝(上海)国際貿易有限公司 董事 微科帝貿易股份有限公司 董事
取締役	尾野恭史	弁護士 古賀総合法律事務所 弁護士 B-by-C株式会社 社外監査役 株式会社ジェイテック 取締役 (監査等委員) 株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役
常勤監査役	渡邊 勉	
監査役	鈴木啓文	
監査役	田口 雄	税理士 田口 雄税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役尾野恭史氏は社外取締役であります。なお、当社は尾野恭史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しております。
2. 監査役鈴木啓文氏及び監査役田口 雄氏は社外監査役であります。
3. 監査役田口 雄氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用が補償されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には補償の対象としないこととしております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年6月23日開催の第27期定時株主総会決議において固定報酬枠を年額300,000千円以内、業績連動報酬枠として50,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役が1名）です。監査役の報酬限度額も同株主総会決議において年額60,000千円以内としており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、固定報酬と経常利益や経営計画に対する達成度を指標とした業績連動報酬により構成されております。社外取締役については業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬額等については、その決定方針は取締役会で決議することとし、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役会の委任を受けた代表取締役社長柳崇博が基本方針に従い、株主総会で決議された報酬限度内で各取締役と協議の上、各取締役の職責、貢献度、業績等を考慮して算定し、社外役員が過半数を占める任意の諮問機関である人事・報酬委員会でも諮った上で決定する方針としております。

代表取締役社長に権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社の経営状況を最も熟知し、各取締役の担当業務の評価を行うことに適していると判断したためであります。

当事業年度の個人別報酬額については、人事・報酬委員会において、職責、貢献度、業績等を考慮して決定されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものと判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	95,400 (9,600)	95,400 (9,600)	— (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	21,600 (9,600)	21,600 (9,600)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	117,000 (19,200)	117,000 (19,200)	— (—)	8 (3)

(注)1. 業績連動報酬は事業年度の経常利益や経営計画の達成度を指標として算出し支給されるものであります。事業年度の経常利益の5%以内の年額換算額（上限50,000千円、下限0円）としておりますが、当事業年度に関しましては、利益水準及び経営計画の達成度を鑑み支給しないこととしております。当該指標を業績連動報酬に係る指標としている理由は、経常利益は企業価値を評価する基準の一つとして一般的に定着しているためであり、経営計画に対する達成状況は、企業の持続的な向上を図るための経営指標としているためであります。なお、業績連動報酬は社外取締役を除く取締役が対象となっております。

2. 取締役の報酬等の額には、2024年3月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役会長1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

地 位	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
社外取締役	尾野恭史	古賀総合法律事務所 弁護士 B-by-C株式会社 社外監査役 株式会社ジェイテック 取締役（監査等委員） 株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	田口 雄	田口 雄税理士事務所 代表	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 尾野恭史	当事業年度に開催された定例取締役会全11回、臨時取締役会に全1回出席しております。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に社内論理によらない客観的・独立的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・正当性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 鈴木啓文	当事業年度に開催された定例取締役会全11回、臨時取締役会に全1回、監査役会全12回に出席し、専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・正当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会活動の一環として年間計画に基づき、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査や会計監査人（東光監査法人）との調整も実施しております。
監査役 田口 雄	当事業年度に開催された定例取締役会全11回中10回、臨時取締役会に全1回、監査役会全12回中11回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・正当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会活動の一環として年間計画に基づき、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査や会計監査人（東光監査法人）との調整も実施しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が12回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

東光監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,700千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等とを比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- b. 取締役の中からコンプライアンス担当取締役を選定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
コンプライアンス担当取締役は経営本部と連携の上、コンプライアンスの状況を審議し、その結果を取締役に報告する。
各業務担当取締役は各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- c. 内部監査室を設置し、内部監査規程に則り年間計画を策定、内部監査を実施する。実施報告書を作成し、業務改善事項の助言及び勧告を行う。
- d. 取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに総務部に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

文書規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについてはそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営本部が行うものとする。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るためシステムを構築する。

- a. 職務権限・意思決定ルール of 策定
- b. 事業部門ごとの業務目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- c. 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役会と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 当社ならびに子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役と協議の上、監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、この規程に基づき、取締役は次に定める事項を報告する。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- b. 毎月の経営状況
- c. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- d. 重大な法令・定款違反
- e. そのほかコンプライアンス上重要な事項

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社ならびに当社の子会社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行ったグループ全社の取締役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその仕事の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の仕事の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は事前に通知するものとする。

⑩ その他当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システム構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりをもたず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

2. 内部統制システムの運用状況について

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において定例取締役会を11回、臨時取締役会を1回、書面決議による取締役会を12回行っており、重要事項について迅速かつ適切な報告と意思決定を行っております。また、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定例取締役会に報告し、必要に応じて適宜見直しを行っております。

② 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を12回開催しており、監査役会において定めた年間計画に基づき監査を行うとともに、取締役会に出席し、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査や会計監査人（東光監査法人）との調整も実施しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室を設置し、内部監査年間計画に基づき社内の全部門を対象として、職務執行の状況、規程の運用状況、コンプライアンスの啓蒙等を目的として内部監査を実施しております。その際には、実施報告書を作成し、業務改善事項の助言及び勧告を行っております。

④ 財務報告に関する内部統制について

「内部統制評価基本計画書」に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス統制及び主要な業務プロセスの統制について、整備状況及び運用状況について有効性の評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第48期 2024年12月31日現在
資産の部	
流動資産	7,593,671
現金及び預金	3,846,657
受取手形、売掛金及び契約資産	1,945,304
電子記録債権	317,748
商品	760,095
未収還付法人税等	26,458
未収消費税等	464,360
その他	234,246
貸倒引当金	△1,199
固定資産	4,127,459
有形固定資産	2,054,988
建物及び構築物	826,505
土地	1,189,738
その他	38,743
無形固定資産	4,873
投資その他の資産	2,067,598
投資有価証券	353,010
投資不動産	1,621,974
繰延税金資産	12,500
その他	80,113
資産合計	11,721,131

(単位：千円)

科目	第48期 2024年12月31日現在
負債の部	
流動負債	1,772,512
支払手形及び買掛金	580,789
一年内返済予定の長期借入金	729,342
未払法人税等	32,187
前受金	189,892
その他	240,301
固定負債	1,822,968
長期借入金	1,480,754
退職給付に係る負債	301,017
繰延税金負債	4,508
その他	36,688
負債合計	3,595,480
純資産の部	
株主資本	7,567,734
資本金	1,389,836
資本剰余金	1,997,995
利益剰余金	4,266,532
自己株式	△86,630
その他の包括利益累計額	505,052
その他有価証券評価差額金	170,706
繰延ヘッジ損益	22,844
為替換算調整勘定	311,501
非支配株主持分	52,863
純資産合計	8,125,650
負債・純資産合計	11,721,131

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第48期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	11,930,926
売上原価	9,829,911
売上総利益	2,101,014
販売費及び一般管理費	2,111,338
営業損失	10,323
営業外収益	236,145
受取利息	4,934
受取配当金	75,013
仕入割引	43,265
不動産賃貸料	98,400
補助金収入	9,855
その他	4,675
営業外費用	82,729
支払利息	24,054
不動産賃貸費用	39,520
為替差損	13,685
その他	5,468
経常利益	143,092
税金等調整前当期純利益	143,092
法人税、住民税及び事業税	56,056
法人税等調整額	87,341
当期純損失	305
非支配株主に帰属する当期純利益	1,148
親会社株主に帰属する当期純損失	1,454

連結株主資本等変動計算書

第48期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年1月1日 期首残高	1,389,836	1,997,995	4,384,075	△86,584	7,685,324
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△116,089		△116,089
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,454		△1,454
自己株式の取得				△45	△45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△117,543	△45	△117,589
2024年12月31日 期末残高	1,389,836	1,997,995	4,266,532	△86,630	7,567,734

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	その他の包括 利益累計額合計		
2024年1月1日 期首残高	130,821	20,279	214,402	365,503	46,016	8,096,844
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△116,089
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,454
自己株式の取得						△45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	39,884	2,565	97,099	139,548	6,847	146,395
連結会計年度中の変動額合計	39,884	2,565	97,099	139,548	6,847	28,806
2024年12月31日 期末残高	170,706	22,844	311,501	505,052	52,863	8,125,650

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 微科帝（上海）国際貿易有限公司
微科帝貿易股份有限公司
サンインストルメント株式会社
YKT (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 YKT Europe GmbH (ドイツ)
- ・連結の範囲から除いた理由 上記非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社（YKT Europe GmbH）は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品（機械本体）

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・商品（部品類）

個別法に基づく原価法

ただし、一部移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
その他	3年～15年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3年～10年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

二. 投資不動産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は10年～50年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電子機器、工作機械、測定機器及び産業機械の国内販売については、顧客が検収を完了した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。電子機器の輸出版売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。光電子装置については、主に商品が顧客へ引き渡された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから引き渡し時点で収益を認識しておりますが、一部の取引において、顧客との契約において検収条件がある場合は検収時点で収益を認識しております。

部品については、商品が顧客へ引き渡された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。国内販売においては、出荷時点と顧客への引き渡し時点で重要な差異がないため、出荷時点で収益を認識しており、輸出版売においては、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

技術サービスについては、作業が完了し、顧客が作業完了を確認した時点で、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による作業完了確認時点で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。
為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建金銭債務、借入金

為替予約取引は、外貨建営業取引に係る輸入実績等を踏まえ、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

金利スワップ取引は、金利の将来変動や借入の期間等を踏まえ、市場金利の変動リスクを回避する目的で行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法 為替予約は、為替予約と外貨建予定取引及び外貨建金銭債務の重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、特例処理によっている金利スワップについても、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 12,500千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減すると判断した範囲内で計上しております。当該判断にあたっては、主に将来の事業計画を基に見積った課税所得を使用しております。

事業計画の策定には、事業計画作成時点における受注残、将来の受注見込等に基づき、売上高等を見積っており、翌連結会計年度においては、自動車関連や人工知能（AI）を活用した製品への設備投資が増加傾向にあり、全体的には設備投資需要は緩やかな回復基調に推移するものと仮定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 807,052千円
- (2) 連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の当連結会計年度末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれておりません。

受取手形	554千円
電子記録債権	4,633千円

(3) コミットメント期間付タームローン契約

当社は、本社建物の建設資金を安定的に調達するため、取引金融銀行2行と個別にコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメント期間付タームローン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローンの総額	1,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	一千円

(4) 財務制限条項

当社は、本社建物の建設資金を安定的に調達するため、取引銀行2行と個別にタームローン契約を締結しており、以下の財務制限条項が付されております。

まずは銀行との契約については、各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額が、2018年12月に終了する決算期の末日または当該決算期の直前の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

三菱UFJ銀行との契約については、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計額が、2017年12月決算期の末日における純資産の部の合計額または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

(5) 顧客との契約から生じた債権

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

(6) 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,550,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,550,000千円

(7) 偶発債務

株主間協定に基づく株式買取保証を行っております。

保証先：MHCB Consulting (Thailand) Co.,Ltd. THB 1,040,000 (4,908千円)

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11,906,880株	一株	一株	11,906,880株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	297,942株	176株	一株	298,118株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- ・決議 2024年3月26日 定時株主総会
- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 116,089千円
- ・1株当たり配当金額 10円
- ・基準日 2023年12月31日
- ・効力発生日 2024年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年3月26日開催予定の第48期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 58,043千円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 2024年12月31日
- ・効力発生日 2025年3月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行上の設備投資等に必要となる資金については主として自己資金を充当するとともに、銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避する目的で行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。一部、営業取引に際し前受金を受け入れ、信用リスクの軽減を図っております。また、海外で事業を遂行するにあたり生じる海外向けの営業債権については、円建取引とすることで為替変動リスクの回避を図っております。

未収還付法人税等、未収消費税等は、1年以内の還付予定であります。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクまたは取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の営業債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、一部を除き先物為替予約を利用してヘッジしております。

また、借入金については運転資金及び本社建物建設資金の調達を目的としており、期間は運転資金が最長で6年、建設資金は14年であります。このうち一部は、金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に関するリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、業務規程に従い、営業債権について営業本部及び業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建の営業債務に係る為替変動リスクについては、為替相場の状況に応じて必要に応じ、月別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限等を定めた経理規程及び業務規程に従い、金利スワップ取引は財務部、為替先物予約取引は業務部において行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要とされる手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）3			
その他有価証券	350,582	350,582	－
資産計	350,582	350,582	－
長期借入金	1,480,754	1,399,112	△81,641
負債計	1,480,754	1,399,112	△81,641

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
3. 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	2,428

4. 金銭債権の連結決算後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,846,657	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	1,945,304	－	－	－
電子記録債権	317,748	－	－	－
未収還付法人税等	26,458	－	－	－
未収消費税等	464,360	－	－	－
合計	6,600,528	－	－	－

5. 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	729,342	410,976	350,976	155,976	65,376

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券株式	350,582	—	—	350,582

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	1,399,112	—	1,399,112

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において本社ビルの一部である賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び大阪府において大阪支店ビルの一部である賃貸用住宅を所有しております。2024年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は58,879千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
東京本社ビル （東京都渋谷区）	1,033,040	△19,100	1,013,940	1,258,856
大阪支店ビル （大阪府吹田市）	617,297	△9,264	608,033	385,072
合計	1,650,338	△28,364	1,621,974	1,643,928

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却によるもの（28,364千円）であります。
 3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。なお、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合については、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電子機器及び工作機械等	光電子装置	
電子機器	7,576,982	—	7,576,982
工作機械	1,211,874	—	1,211,874
測定機器	556,314	—	556,314
産業機械	106,940	—	106,940
光電子装置	—	954,399	954,399
部品・技術サービス	1,524,415	—	1,524,415
顧客との契約から生じる収益	10,976,527	954,399	11,930,926
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	10,976,527	954,399	11,930,926

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 契約資産及び契約負債の残高等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,344,442	1,764,381
契約資産	51,080	180,923
契約負債	325,223	189,892

契約資産は、輸出販売において、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しておりますが、そのうち対価に対する無条件の権利を有さないものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客との契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 695円40銭
 (2) 1株当たり当期純損失 0円13銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第48期 2024年12月31日現在
資産の部	
流動資産	5,325,114
現金及び預金	2,487,902
受取手形	974
電子記録債権	298,922
売掛金及び契約資産	1,230,264
商品	646,209
前渡金	118,654
前払費用	13,976
未収入金	487,475
その他	42,334
貸倒引当金	△1,600
固定資産	4,298,809
有形固定資産	2,043,225
建物	815,233
構築物	9,062
工具器具備品	10,307
土地	1,189,738
リース資産	18,884
無形固定資産	4,450
電話加入権	4,247
ソフトウェア	203
投資その他の資産	2,251,132
投資有価証券	353,010
関係会社株式	53,126
関係会社出資金	139,616
長期前払費用	1,617
投資不動産	1,621,974
関係会社長期貸付金	72,960
長期貸付金	4,560
その他	4,267
資産合計	9,623,924

科目	第48期 2024年12月31日現在
負債の部	
流動負債	1,440,003
買掛金	465,238
一年内返済予定の長期借入金	701,796
リース債務	10,603
未払金	9,663
未払費用	107,008
未払法人税等	6,697
前受金	121,225
預り金	15,897
その他	1,873
固定負債	1,714,962
長期借入金	1,390,234
リース債務	10,168
退職給付引当金	283,531
繰延税金負債	4,508
その他	26,520
負債合計	3,154,966
純資産の部	
株主資本	6,275,758
資本金	1,389,836
資本剰余金	1,373,361
資本準備金	1,373,361
利益剰余金	3,599,189
利益準備金	123,650
その他利益剰余金	3,475,539
別途積立金	1,217,000
繰越利益剰余金	2,258,539
自己株式	△86,630
評価・換算差額等	193,199
その他有価証券評価差額金	170,706
繰延ヘッジ損益	22,493
純資産合計	6,468,957
負債・純資産合計	9,623,924

損益計算書

(単位：千円)

科目	第48期
	2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高	9,432,595
売上原価	8,196,523
売上総利益	1,236,072
販売費及び一般管理費	1,507,288
営業損失	271,215
営業外収益	253,005
受取利息	1,322
受取配当金	95,013
仕入割引	43,265
不動産賃貸料	98,400
為替差益	8,595
その他	6,408
営業外費用	62,533
支払利息	22,417
不動産賃貸費用	39,520
その他	595
経常損失	80,743
税引前当期純損失	80,743
法人税、住民税及び事業税	5,560
法人税等調整額	81,490
当期純損失	167,793

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

第48期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別 積	途 立 金		繰越利益 剰余金		
2024年1月1日 期首残高	1,389,836	1,373,361	1,373,361	123,650	1,217,000	2,542,422	3,883,072	△86,584	6,559,686	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△116,089	△116,089		△116,089	
当期純損失						△167,793	△167,793		△167,793	
自己株式の取得								△45	△45	
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△283,882	△283,882	△45	△283,928	
2024年12月31日 期末残高	1,389,836	1,373,361	1,373,361	123,650	1,217,000	2,258,539	3,599,189	△86,630	6,275,758	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2024年1月1日 期首残高	130,821	20,038	150,859	6,710,546
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△116,089
当期純損失				△167,793
自己株式の取得				△45
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)	39,884	2,455	42,340	42,340
事業年度中の変動額合計	39,884	2,455	42,340	△241,588
2024年12月31日 期末残高	170,706	22,493	193,199	6,468,957

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ. 子会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品（機械本体） 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 商品（部品類） 個別法に基づく原価法
ただし、一部移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	10年～20年
工具器具備品	3年～15年

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3年～5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は10年～50年であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電子機器、工作機械、測定機器及び産業機械の国内販売については、顧客が検収を完了した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。電子機器の輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

部品については、商品が顧客へ引き渡された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。国内販売においては、出荷時点と顧客への引き渡し時点で重要な差異がないため、出荷時点で収益を認識しており、輸出販売においては、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

技術サービスについては、作業が完了し、顧客が作業完了を確認した時点で、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による作業完了確認時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 55,601千円
- (2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報
『連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」』と同様のため記載を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 752,546千円

(2) 偶発債務**① 関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。**

サンインストルメント株式会社
債務保証 88,086千円

② 株主間協定に基づく株式買取保証を行っております。

保証先：MHCB Consulting (Thailand) Co.,Ltd.
THB1,040,000 (4,908千円)

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 402,425千円

② 短期金銭債務 131,813千円

(4) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形 554千円
電子記録債権 4,633千円

(5) コミットメント期間付タームローン契約

当社は、本社建物の建設資金を安定的に調達するため、取引銀行2行と個別にコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメント期間付タームローン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローンの総額	1,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	一千円

(6) 財務制限条項

当社は、本社建物の建設資金を安定的に調達するため、取引銀行2行と個別にタームローン契約を締結しており、以下の財務制限条項が付されております。

まずは銀行との契約については、各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額が、2018年12月に終了する決算期の末日または当該決算期の直前の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

三菱UFJ銀行との契約については、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計額が、2017年12月決算期の末日における純資産の部の合計額または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

(7) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,500,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	4,190,631千円
② 仕入高	209,255千円
③ 販売費及び一般管理費	29,618千円
④ 営業取引以外の取引高	88,166千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	297,942株	176株	一株	298,118株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,453千円
未払賞与	13,192千円
未払社会保険料	1,831千円
商品評価損	16,737千円
繰延資産	1,676千円
退職給付引当金	86,817千円
投資有価証券評価損	30,813千円
減価償却超過額	591千円
関係会社株式評価損	70,109千円
税務上の繰越欠損金	58,619千円
その他	5,108千円

繰延税金資産小計	287,951千円
評価性引当額	△232,350千円
繰延税金資産合計	55,601千円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	9,927千円
その他有価証券評価差額金	50,182千円

繰延税金負債合計	60,110千円
繰延税金負債の純額	4,508千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	微科帝(上海)国際貿易有限公司	5,546千人民元	中国における機械類等の輸出入販売	(所有) 100%	兼任 4名	当社商品の販売、商品の購入	商品の販売	4,178,738	売掛金	400,537
							商品の仕入(注)	56,107	買掛金	51,708
子会社	Y K T Europe GmbH	400千ユーロ	部品類の輸出入及び業務支援	(所有) 100%	兼任 1名	業務委託	配当金の受取	63,304	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 557円25銭
(2) 1株当たり当期純損失 14円45銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

YKT株式会社
取締役会 御中

東光監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 佐藤 明充
業務執行社員
指定社員 公認会計士 勝 伸一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、YKT株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YKT株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

YKT株式会社
取締役会 御中

東光監査法人
東京都新宿区
指 定 社 員 公認会計士 佐藤 明 充
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 勝 伸 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、YKT株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

YKT株式会社 監査役会

常勤監査役 渡邊 勉 ㊞

社外監査役 鈴木 啓文 ㊞

社外監査役 田口 雄 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内

会場

新宿野村ビル2階 野村コンファレンスプラザ コンファレンスルームA
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 電話 (03) 3348-6513

交通

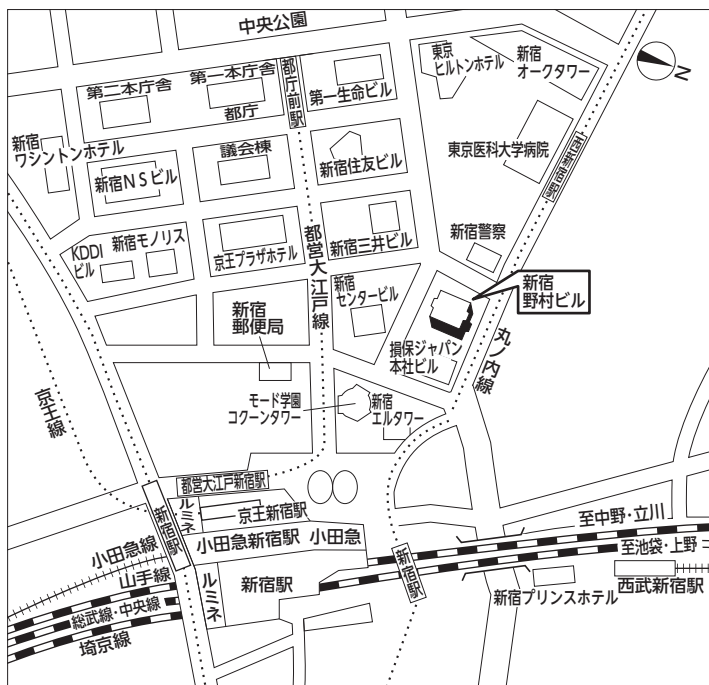
最寄り駅 … JR線

東京メトロ 丸ノ内線
京王線・小田急線
都営新宿線・大江戸線
東京メトロ 丸ノ内線
西武新宿線

新宿駅下車徒歩10分

西新宿駅下車徒歩5分

西武新宿駅下車徒歩8分



※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。